

食安輸発第0610002号

平成17年6月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

### ハーブ及び香辛料の殺菌方法の確認について

今般、EU域内において、輸入国で放射線照射が認められていないハーブを主原料とする食品が、放射線照射され流通した事例が確認されていること及び諸外国においてハーブ及び香辛料の放射線照射による殺菌等が広く認められていることなどを踏まえ、特に下記の輸出国の生鮮を除くハーブ及び香辛料については、殺菌工程の有無に関わらず、放射線照射による殺菌を行っていない旨を、製造者からの文書により確認するとともに、輸入食品監視指導計画に基づく輸入者への指導方よろしくお願いします。

記

ハーブ及び香辛料の放射線照射が認められている主要輸出国

イギリス、イタリア、インド、インドネシア、オランダ、カナダ、韓国、スペイン、  
タイ、中国、ドイツ、ブラジル、米国

(参考)

放射線とは、以下の電磁波又は粒子線をいう。

- ・ アルファ線、重陽子線、陽子線その他の重荷電粒子線及びベータ線
- ・ 中性子線
- ・ ガンマ線及び特性エックス線（軌道電子捕獲に伴って発生する特性エックス線に限る。）
- ・ 1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線

(出典：原子力基本法(昭和30年法律第186号))